

貸付金の受取方法が 口座振込みになりました。

「契約者貸付」のお手続きに必要な書類

以下の書類等をご準備ください。

- ✓ 保険証券（保険証書）
- ✓ 保険契約者さまの本人確認書類
- ✓ 保険契約者さま名義の預貯金通帳またはキャッシュカード

■ 貸付金の口座への入金日は、ご請求手続日の翌営業日[※]になりますので、資金のご利用計画に合わせて、**お早めのお手続きをお願いいたします。**

当日

翌営業日

ご請求手続日



口座着金日



※ご指定の口座の事情などによっては翌営業日に着金しない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

貸付金の口座振込みは、**振込先口座のご登録が便利**です。

- 保険金等のお受け取りの際にご利用いただける**振込先口座（保険契約者さま名義の口座に限ります）**をご登録いただければ、**貸付金につきましてもご登録いただいた口座に振り込むことができます。**
- ご登録いただければ、次回以降貸付金請求書への**口座情報の記入は不要**になります。

【ご留意事項】

- 以下の①～④のいずれかにあてはまる場合は、**現金でのお受け取り**になります。
 - 貸付のご請求手続日から1ヶ月が経過する前に生存保険金(学資祝金を含む)または満期保険金の支払期日が来る場合**
 - 貸付のご請求手続日からすぐ(1週間以内)に貸付金の返済のご予定や新たな貸付のご予定がある場合**
 - 窓口で端末機処理ができない等、弊社側の都合により、口座振込みによる貸付ができない場合**
 - 基本契約の変更のご請求と貸付のご請求を同時に行う場合**
- 口座振込みによる貸付**については、金融機関から連携される振込結果の反映までに**1週間程度かかるため、その間、返済および新たな貸付を行うことができません。**

「契約者貸付」についてのよくあるご質問

Q1 貸付金の返済方法については変わらないのですか？

A1 マイページからお申出いただくことで、Pay-easy（ペイジー）、コンビニ決済（※）または銀行振込によるご返済もご利用いただけます。
なお、郵便局での返済方法については、今までどおり現金でのお取扱いとなります。
※取引単位の金額が30万円未満の場合にご利用いただけます。

Q2 これまで使っていた簡易保険カードは使えますか？

A2 簡易保険カードの取扱いは、2024年12月30日をもって終了しました。
契約者貸付・貸付金の返済につきましては、マイページからお手続きいただけますので是非ご利用ください（郵便局でもお手続き可能です。※）。
※保険証券（保険証書）、保険契約者さまの本人確認書類および保険契約者さま名義の預貯金通帳またはキャッシュカードが必要です。

Q3 どうしても現金では貸付できませんか？

A3 口座振込みになったことに伴い、原則、現金でのお支払は受け付けておりません。
現金でのお受け取りを希望される場合は、以下の2点の確認が必要になります。
(1) お手元に現金が必要であるこの理由を確認させていただきます。
(2) ご本人さまを確認させていただく書類として、次のいずれかの書類の原本をご提示いただきます。
① 顔写真付証明書類（運転免許証、個人番号カードなど）1種類
② 顔写真なし証明書類（資格確認書、国民年金手帳など）2種類
③ 顔写真なし証明書類1種類および現住所が記載された公共料金の領収証等1種類

お手続き等に関しては、当社Webサイトをご確認ください。

パソコンから

スマホから

かんぽ 契約者貸付

検索



詳しくは「かんぽ生命の代理店であるお近くの郵便局」または「かんぽ生命の支店」にお問い合わせください。